平成２１年（フ）第２２号
北海道苫前郡羽幌町南５条２丁目７番地の８
債務者　逢坂由美子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２３号
北海道留萌市三泊町1327番地の８
債務者　金廣　麻樹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２４号
北海道留萌市大町２丁目28番地
債務者　阿部　房子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２５号
北海道留萌市寿町３丁目17番地
債務者　荒木美希代
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２６号
北海道留萌市大町３丁目46番地
債務者　坂本　博之
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第２７号
北海道留萌市大町３丁目46番地
債務者　坂本　優子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２１年（フ）第８号
北海道稚内市こまどり５丁目10番12号
債務者　佐々木理香子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第９号
北海道稚内市富岡２丁目６番２号
債務者　小林　美加（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１０５号
岩手県一関市字機織山72番地53
債務者　長山　　篤
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１号
山形県酒田市竹田字竹ノ下５番地、前住所山形県飽海郡松山町大字竹田字竹ノ下５番地
債務者　新舘　　隆
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３４号
新潟県三条市鶴田１丁目４番43号
債務者　田澤　直美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４５号
新潟県三条市西本成寺２丁目27番24号　シャン・ド・フルールＡ101
債務者　葛綿明日香
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第４６号
新潟県三条市西大崎３丁目15番５－３号
債務者　児玉　義弘
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第２２号
和歌山県日高郡日高町大字池田11番地
債務者　横田美津枝
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第２３号
和歌山県御坊市湯川町財部1020番地１　レオパレス21ドリーム212号室、前住所和歌山県御坊市薗985番地２
債務者　田中　　司
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第３１号
香川県観音寺市粟井町525番地宮下団地１号
債務者　安藤ミサオ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７３号
北海道岩見沢市美園７条８丁目２番３―302号
債務者　東　　智美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第７４号
北海道夕張郡由仁町川端960番地　いずみ団地12―Ｃ―２
債務者　阿部　幸久
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部